

## 北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議（第45回）開催結果概要

- 1 日時  
平成30年11月19日（月）14：30～16：30
- 2 場所  
PCB処理情報センター（室蘭市御崎町1丁目9番地8）
- 3 出席者  
監視円卓会議委員（10名）、登別市、伊達市、環境省、  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）  
事務局（北海道、室蘭市）  
傍聴者：11名 報道：2社（北海道新聞、室蘭民報）

- 4 内容
  - (1) 第44回監視円卓会議議事録について
  - (2) 北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について
  - (3) 前回監視円卓会議での課題に対する報告等について
  - (4) 漏洩防止プロジェクト活動について
  - (5) その他

### 5 議事概要（眞柄座長の司会により議事進行）

- (1) 第44回監視円卓会議議事録について  
委員からの意見等はなかった。
- (2) 北海道PCB廃棄物処理事業の進捗状況等について
  - ① 北海道事業の進捗状況等について  
JESCOから資料2-1～2-4に基づき前回会議（2月15日）以降の状況及び  
トラブル事象について説明。

- ・変圧器類、コンデンサー類の処理は平成30年9月末現在で、それぞれ91.1%、92.3%
- ・安定器・汚染物等の処理は平成30年9月末現在で、43.3%（1都3県分の登録量が減少）
- ・9月1日にプラズマ熔融分解炉排気オンラインモニタリング警報発報があり、2月及び5月に発生した状況と同様に夾雑成分による誤発報と判断。対策としてカートリッジ式の吸着剤を設置し、警報発報時にPCB排出の確認できるようにしたほか、表示機能の追加や警報発報時の対応フロー等の整備を行い、的確かつ迅速な判断が行えるよう措置した。
- ・9月6日に胆振東部地震が発生した際の対応状況について説明。停電により一時的に処理を停止させたが、設備には異常なく、9月10日には処理再開した。

主な質疑等は以下のとおり。

- (委員) 安定器等の登録重量の減少は「正式登録時の精査（仕分けを含む）」として記載されているが、その数字の記載はあるか。また、今後どんどん増加又は減少することがあるのか見通しを教えてください。
- (JESCO) 表では整理していないものの、脚注で前回会議でのH30.3末の登録重量を示している。今回大きく減ったため改めて記載したもの。正式登録段階でPCB不使用安定器等の除外等で契約したということ。一方、新たに登録されるものもあるため、増減両方の動きがあるということ。

(座長) 1都3県の掘り起こしと仕分けがどれぐらい進んでいるかというところの曖昧さが残っているということに尽きると思う。もう少ししっかりしてもらいたい。

(委員) 排気中のPCB濃度の単位にある「O<sub>2</sub>濃度換算値」とはどのような意味か。

(JESCO) 排ガス中の有害物質の濃度が、外部の空気希釈されると、濃度が低く出てしまうため、希釈による酸素濃度の変化を使って、希釈された度合いを見積もって、希釈されない場合の濃度に換算するもの。

(道) 標準的な焼却炉の排ガス中の濃度は12%程度だが、濃度で規制されている有害物質の基準を薄めてクリアしようとする不正行為をさせないためのもの。この換算でJESCO側には厳しい規制となるもの。

(委員) 酸素濃度を測定した後に、空気大幅に希釈してからPCBを測定すれば薄まって検出されなくなるのでは。

(JESCO) そのようなことは全くありません。

(委員) 資料2-4別添1には何の濃度がわからないので、全部記載してもらいたい。

(JESCO) 今後については必ず物質名も併記します。

(委員) PCBを含む液が人にかかった場合にはトラブル事象のどこに該当するのか。

(JESCO) 被液の場合には労働災害の休業日数での区分判断となる。PCBだけではなくて洗浄油に被液しても薬傷は起こる。しかし、被液しても労働災害が起きなければトラブル事業の区分には入ってこない。しかし、被液自体は問題であることから、報告しているもの。

(委員) 報告とは、どこで報告したものか。

(道) 今回の資料では2-6の道の立入検査において説明しているほか、労働災害に該当しないものであっても被液については公表するべきと考えて、不具合事象未済に該当させており、委員への報告にも記載するとともに、処理情報センターでも閲覧に供しています。

(委員) 被液の原因として人の出入りが激しくて、作業員への教育が十分ではなかったのではないかと予想しているが、具体的に入れ替わった実人数を明らかにし、教育の大変さがあるほか、熟練者が居るのであれば市民の安心にもつながる。今回は重大事故ではないからという感覚を発言の中に感じるが、重要な問題として捉えるべき事象と理解している。

(座長) 次回までに、作業員の実数、期間、OJT等の資料を整理してください。

(座長) 地震の際の対応について、東京から電話をかけても通じない状況であったがどのように通信手段を確保していたのか。また、停電後に新日鐵を通じた電力供給で復旧しているが、これは特別な対応なのか。

(JESCO) 当日朝は固定電話が使えたため、本社との連絡が行えたが、その後固定電話が不通となった。パソコンのメール等は停電のため使用できない状況であったため、個人の携帯電話に頼ることとなったが電話会社や場所によってはつながらない場合もあった。電力供給については、もともと新日鐵から受けており、相互に連絡をとりながら停電復旧を行ったもの。

(委員) もし、新日鐵からの受電ができなかった場合、自家発電は何時間程度稼働できるのか。

(JESCO) フルの状態では大体3日は持つが、今回は速やかに補給体制が確保できた。重油が供給される限り維持管理は続けられる。

(委員) 津波災害や、重油供給ができない、交通機関が途絶える等の事態も考慮しなければならない。今回を良い契機として検討していただきたい。それ以外にPCBの運搬車両の事故も考えられるが、どのように把握して誰がそこに行く状況となるのか。

(道) PCBの運搬車両の事故等があった場合には非常用スイッチを押すとJESCO及び関

係自治体に連絡が来ることとなっており、事故現場を所管する自治体職員が駆けつけて必要な措置を行うといった連絡体制を整えている。

(委員) 全部停電して、電話も通じない状態となって、車両からの情報が伝わらずに誰も把握しようがないということは生ずるのか。

(道) 行政間の連絡は独自の通信システムを持って、自家用発電で稼働できる。

(J E S C O) 車両の緊急通報は災害時にも強い衛星を使った通信システムであり、J E S C O本社を通じて各機関に連絡することは可能。

(座長) 行政機関内部では独自の通信手段があってもJ E S C O本社とはつながっていないのだから、津波等のさらに大きな災害にも備えて通信システムを持っていたほうが良い。

(委員) 災害発生時には被災した自治体では把握が難しいと思われるため、その際は誰が被災の有無を確認するのか体制を今後検討いただきたい。

(座長) 危機管理のマニュアルを見直してください。

(委員) 資料2-4別添1のオンラインモニタリングの警報は前までは起こっていなかったのに3回も同じことが起きている。なぜこのようになったのか考えていることはあるか。

(J E S C O) 主な原因については、現在まだ不明

## ② 環境モニタリング結果等について

事務局から資料2-5~2-6に基づき説明。

- ・前回会議以降の測定結果について、基準超過項目はなかった。
- ・前回の会議で指摘のあった単位の表記について、見やすくなるよう変更した。
- ・立入検査については、被液のほか、オンラインモニタリング警報後の確認を実施した。

主な質疑等は以下のとおり。

(委員) プラズマ排気の定期的なP C B濃度測定結果よりも、オフライン測定の値が3桁ほど高値となっているが、それぞれの測定精度はどのようになっているのか。

(J E S C O) 公定法とオンライン、緊急時対応でのオフラインでは測定法が異なり、定量下限値等も変わってくる。オンラインモニタリングでは前処理を行っていないという違いもある。

(委員) オンライン測定はあくまでも10 $\mu$ g/m<sup>3</sup>を見つけるためということですね。

(委員) 輪西地区でのベンゼン濃度が高い時があるが、室蘭はどう考えているのでしょうか。

(室蘭市) 輪西地区でのベンゼン濃度は室蘭市が測定しているもの。ベンゼンの環境基準の評価は年間を通じた平均値で行われるべきものと考えているが、月々で高い値が出た場合には企業へ聞き取り等で周辺の状況を捉えている。

(座長) 市としても十分ご承知だと思いますが、企業や交通などに協力を求めるようなことをされたほうがいいのかもしいと思います。

## (3) 前回監視円卓会議での課題に対する報告等について

J E S C Oから、資料3に基づき説明。

- ・オンラインモニタリングの誤発報時の操業停止の判断について、データ表示機能や吸着剤による並行サンプリングの設置等のほか、判断フローを整備した。
- ・屋根の汚れや白い川状の汚れについて、分析によりそれぞれ鉄粉及び溶出したコンクリートブロックによるものと確認したほか、コンクリートブロックについては撤去等の措置を講じた。
- ・活性炭の交換頻度の検討については、新たに活性炭を交換したことから、洗浄溶剤の吸着量等のデータを経時的に収集し、その結果による検討結果を改めて報告することとした。

主な質疑等は以下のとおり。

(委員) 活性炭交換基準について、データはどのように収集していくのか。

(J E S C O) 活性炭層の流れに沿って代表サンプルを数箇所、2ヶ月間隔くらいで経時的にサンプリングしてデータ分析する予定

(座長) 吸着等温線や吸着帯の移動もとれるようにサンプリングしてデータ分析するということですね。

(委員) オンラインモニタリングの判断フローで、P C B塩化物組成割合70%との値がでてくるが何を意味しているのか。

(座長) 一種類の塩素化物だけが突出して高いようなデータの場合には、そもそもP C Bというのは塩素の数が異なる混合物で構成されているので、一つのものだけが低いことはあり得ないということで、それは誤発報という判断をしますという説明ですね。今後は事業所でも塩素化物毎のデータの表示が可能となったので判断できるようになると私は理解したのですが良いですか。

(J E S C O) そのとおりでございます。

(委員) この測定では、クロマトで分離をしていなくても塩素化物毎の濃度がわかるのですか。

(道総研) J E S C Oのオンラインモニタリングでは通常質量分析のようにP C Bを分離してから導入するのではなく、直接質量分析に入れて測定している。そのため、ほかの夾雑物も拾ってしまってP C Bと間違えてしまうということであるかと思えます。

(座長) 屋上の汚れについては色々と調べてもらって事業所の中から排出されたものではないということはわかりましたが。改めてグーグルアースの威力がわかりましたね。水道施設の図面作成等にも活用できるのではないかと思います。

#### (4) 漏洩防止プロジェクト活動について

J E S C Oから、資料4に基づき説明。

- ・昨年、相次いだ施設内での洗浄溶剤の漏洩トラブルを受けて発足した漏洩防止プロジェクトについて、実績と効果及び今後の活動方針について説明
- ・各ワーキンググループにおいて計画的に改善措置を講じた結果、漏洩防止に関する意識向上のほか、設備点検による異常の早期発見、不良箇所の是正など、トラブルの未然防止に、効果が出ているものと考えており、昨年の12月以降は漏洩トラブルの発生はない。
- ・今後ともこれらの活動を踏まえて、漏洩防止に努めてまいりたい。

質疑等はなし。

#### (5) その他

北海道から、資料5に基づき北海道循環型社会形成の推進に関する条例の改正について説明。

- ・P C B廃棄物の道内搬入に関する条例改正の概要を説明
- ・背景として、掘り起こし調査で新たに判明した事業者の保有傾向(小型・少量)を踏まえた道内でのP C B廃棄物の運搬効率の向上のほか、道外からJ E S C Oに直接搬入されずに、一旦積み置くような場合の監視の必要性がある。
- ・現在実施中のパブリックコメントや関係者からの意見を踏まえて条例案をとりまとめて、来年の第1回北海道議会に議案を提出する予定

主な質疑等は以下のとおり。

(委員) 既にそのような事案は発生しているのでしょうか。

(道) 具体的な事案が発生してはいないが、そのような動きはあることから未然防止が必要と考えているもの。

(委員) GPSで運搬車両の動きをモニターしている人は居るのか。

(道) 運搬車両は事前に登録をして、出発から到着までのスケジュールが組まれており、遅れがあれば追跡することができる。

(JESCO) 運搬計画の中で示されたルートを通っているかGPSの軌跡で確認している。

(座長) JESCOへの輸送の仕組みがスタートしてから随分経過して、世の中進歩もしているので、自動的に監視して警報が出るような仕組みを考えて下さい。

(委員) 安定器の掘り起こし調査は私の事務所にも案内が来て調べたが大変だった。幸いにして見つからなかったが、室蘭から遠いところで少量の保管者の運搬を考慮する必要がある。以前にも中間的な保管場所をつくるよう提案しているが、誰でも手続をして持ってこれば一時保管して一定量になったら運ぶというシステムを作る必要がある。

(座長) 少量の保管者のものもきちんと処理に回るような工夫をぜひお願いします。

事務局から次回開催を3月上中旬頃の予定として案内するほか、委員の改選に向けた推薦や公募への協力をお願いし、閉会